

和歌山県におけるタイ向け選果こん包施設認定事務実施要領に関する Q A

(令和 7 年 4 月 1 日時点)

番号	質問	回答
1	手数料の納付方法は？	実施要領別記様式第 1 号「認定申請書」に、「和歌山県収入証紙」を貼付して県に提出してください。 「和歌山県収入証紙」の購入先は、以下の H P から御確認ください。 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/120100/shoushi/shoushi.html
2	実施要領第 7「認定事項の変更」における、「軽微な変更」とは？	軽微な変更としては、認定書に記載のある選果こん包施設の名称変更や施設番号の変更のほか、施設責任者の変更等が該当します。 なお、認定を受ける品目を追加する場合や施設を増改築する場合等は、軽微な変更にあらず、実施要領第 3 の 1 により、認定の申請が必要になります。 認定事項の変更を予定しており、当該変更内容が「軽微な変更」に当てはまるかどうか不明な場合は、和歌山県食品流通課輸出促進班 (TEL : 073-441-2815) へお問い合わせください。